

平成29年第1回七戸町議会定例会  
会議録（第2号）

平成29年3月3日（金） 午前10時00分 開議

○議事日程

日程第1 一般質問

質問者 小坂義貞君 外3名

「質問事項及び順序（別紙）」

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	田嶋輝雄君	副議長	15番	三上正二君
	1番	二ツ森英樹君		2番	小坂義貞君
	3番	澤田公勇君		4番	呷清悦君
	5番	岡村茂雄君		6番	附田俊仁君
	7番	佐々木寿夫君		8番	瀬川左一君
	9番	盛田恵津子君		10番	田嶋弘一君
	11番	松本祐一君		12番	田島政義君
	13番	中村正彦君		14番	白石洋君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	副町長	似鳥和彦君
総務課長	鳥谷部昇君	支所長 (兼庶務課長)	八幡博光君
企画調整課長	高坂信一君	財政課長	金見勝弘君
地域おこし 総合戦略課長	田嶋邦貴君	会計管理者 (兼会計課長)	加藤司君
税務課長	鳥谷部勉君	町民課長	甲田美喜雄君
社会生活課長 (兼城南児童館長)	氣田雅之君	健康福祉課長	田嶋史洋君
商工観光課長	附田敬吾君	農林課長	天間孝栄君
建設課長	仁和圭昭君	上下水道課長	原田秋夫君
教育委員会委員長	附田道大君	教育長	神龍子君

学務課長	中野昭弘君	生涯学習課長 (兼中央公民館長・ 南公民館長・ 中央図書館長)	鳥谷部 慎一郎 君
世界遺産対策室長	小山彦逸君	農業委員会会長	高田 武志 君
農業委員会事務局長	町屋 均 君	代表監査委員	野田 幸子 君
監査委員事務局長	原子保幸君	選挙管理委員会委員長	古屋敷 満 君
選挙管理委員会事務局長	甲田 美喜雄 君		

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	原子保幸君	事務局次長	中村孝司君
------	-------	-------	-------

---

○会議を傍聴した者（13名）

---

○会議の経過

## 一般質問通告一覧表

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
1	小坂 義貞 君 (一問一答式)	1. 防災体制について	(1) 全国各地で台風の発生で川が氾濫し、農地や住宅、色々な施設が流され多くの方々が被災されましたが、町の防災体制への取り組みは。
			(2) 自主防災組織「町内会、分館、連合常会等」を通じて、各地域で自主防災避難訓練を年1回実施する考えは。
			(3) 農業用防災ダム(天間ダム)の老朽化対策は。
		2. 町の消防団員現状について	(1) 町の消防団員の団員数をふやす考えは。
(2) 人口減少と高齢化により消防団員の確保が難しくなると思うが、その対策は。			
2	佐々木 寿夫君 (一問一答式)	1. 平成30年度以降の稲作対策について	(1) 米の生産調整廃止、経営所得安定対策縮小の町農業への影響をどう考えているか。 (2) 国への働きかけをどうしているのか。 (3) 町はどのような対策を考えているのか。 (4) 米の直接支払い交付金を町で支援する考えはないか。
		2. 就学援助の改善について	(1) 要保護世帯の入学準備金単価引き上げを準要保護世帯にも適用する考えはないか。 (2) 準要保護世帯の中学校入学準備金支給時期を入学前にできないか。

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
3	岡村 茂雄 君 (一問一答式)	1. 現庁舎の 将来計画につ いて	(1) 新年度から本庁舎と七戸庁舎の耐震化工事が予定されているが、その工事内容は。
			(2) 新庁舎建設後は、両地区のセンターとして活用すべきだと思うが、どのように考えているのか。
			(3) 現在の本庁舎にエレベーターを設置する必要があると思うが、どのように考えているのか。
			(4) 七戸庁舎へ中央図書館や南公民館を移すことが考えられるが、どのようになるのか。
4	市 清悦 君 (一問一答式)	1. 七戸町い じめ防止基本 方針について	(1) 平成26年7月に策定された「七戸町いじめ防止基本方針」の策定方法と、策定によって得られた効果や期待される効果は何か。
			(2) 同方針は、教職員による児童生徒へのいじめ、体罰、わいせつ行為等にも対応しているか。
			(3) 「ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である」とあるが、それまでの取り組みと基本方針策定後の取り組みとその成果は。
			(4) 「いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり」とあるが、その具体的な時間と場所は。その結論はどのような調査や分析で得られたものか。そして、そのような時間や場所に対し、現在どのような対策を講じているか。
			(5) 「いじめを訴えやすい体制を整える必要がある」とあるがそれまでの取り組みと基本方針策定後の取り組みとその成果は。

順序	質問者氏名	質問事項	質問要旨
4	町 清悦 君 (一問一答式)	1. 七戸町いじめ防止基本方針について	(6) 「学校基本方針は、児童生徒や保護者に示すとともに、学校のホームページや学校だより、参観日などで公開するよう努める」とあるが、現在の取り組み状況は。
			(7) 町及び学校の同方針に、追加・変更すべき点はないか。
		2. 学校運営改善について	(1) いじめ防止対策や教職員の評価等も含めた学校運営改善のために、児童生徒の声をどのように吸い上げ、どのように活用しているか。
			(2) 七戸町いじめ防止基本方針には、学校運営改善の支援として、「保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員等の活用」とあるが、コミュニティ・スクールについてはどのような議論が行われたのか。また、コミュニティ・スクールについての教育委員会の考えは。

○議長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。

したがって、平成29年第1回七戸町議会定例会は成立いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、3月1日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

---

### ○日程第1 一般質問

○議長（田嶋輝雄君） 日程第1 一般質問を行います。

質問は、通告順に行います。

通告第1号、2番議員小坂義貞君は、一問一答方式による一般質問です。

小坂義貞君の発言を許します。

○2番（小坂義貞君） おはようございます。

2番議員の小坂です。どうぞよろしくお願ひいたします。

暦も3月に入り、着実に春が近づいているように感じられるきょうこのごろです。

さて、私からは、まちの防災体制について3点、そして、まちの消防団員の現状について2点、合わせて5点を一問一答方式で質問いたします。

以上で、壇上から移動して、質問者の席から質問させていただきます。

それでは、早速質問に入ります。

防災体制について、質問に入ります。

まず1点目に、去年は九州の地震を初め、全国各地に多くの台風の発生や、大雨で川が氾濫し、農地や住宅、またはいろいろな施設が流され、そして多くの方々が被災されたことを知りました。

最近では、地球温暖化などで、予想もつかないようなことが起きることも、町民も不安に感じていると思います。

そこで、まちの防災体制の取り組みと、まち指定の避難所は幾つあるか、お尋ねをします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 小坂議員にお答えいたします。

七戸町地域防災計画は、平成25年3月に作成しましたが、近年の災害に対して実効性を持たせたいことから、先日、防災会議を開催し、所要の改正を行うなど、災害に備えた防災計画の整備を進めております。

その防災計画では、災害時に災害対策本部や、それに準じた災害警戒対策本部、これを設置した上で、町長が本部長となり、役場や消防団が業務を分担し、災害対応することが明記され、その計画を踏まえた上で、2年ごとに消防本部と共催し、各防災関係機関、町

内会、分館と合同で中部上北総合防災訓練を開催し、今年度は青森県営農大学校を会場に、防災関係16機関、約400人の参加のもとに実施をいたしました。

システムの整備の関係では、総務省消防庁が整備したJ-ALERTという通信衛星システムとまちの防災無線をつなぎ、有事の際に緊急情報を国から国民へ瞬時に伝達するシステムの整備、また、エムネットという内閣官房と自治体との緊急情報の通信設備システムや、L-ALERTといった市町村、県、それから中央省庁及び気象庁等が情報発信したものを、テレビ、それからラジオ、インターネットで共有するシステム、それから、衛星携帯電話の配備、電話が通信不能となった際、本庁と支所との通信を行う非常時対向無線システムの整備を行っております。

緊急連絡網体制分野においては、避難勧告や避難命令の際に、安全に迅速な対応を行えるよう、青森県河川管理者と七戸町長を直接携帯電話で情報交換する体制、これを構築いたしました。

それから、まちでは平成25年度から平成27年度の3カ年で、御承知のとおり防災行政無線整備を行い、各戸に戸別受信機を設置しております。

次に、避難所についてですが、公園や学校グラウンド等の屋外避難所が70カ所、それから、想定収容人数18万1,885人、集会所や学校体育館の屋内避難所が48カ所、想定収容人数5,844人、この指定をしております。

以上です。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） いろいろと、多分、予算の問題もあると思いますので、看板設置まではいかないまでも、集会所等の中に避難所マップを掲示してもいいのではないかと私は思いますが、どうですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 避難所のマップでありますけれども、既に避難所にマップを設置しているところもありますけれども、平成26年3月末現在のマップから追加された避難所もあります。したがって、今後、最新の避難所マップ、これは作成をして、避難所に掲示をしたいと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） 次に、2点目に入ります。

自主防災避難訓練を町内会や分館、または連合常会等を通じて、各地域で年1回、自主防災避難訓練を実施して、避難場所の確認や、緊急時に高齢者やひとり暮らしの方への支援できる体制づくりをできないものか、お尋ねします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町内各地域で消防団、これが組織され、火災を初め自然災害においていろいろ活動しております。

各地域にリーダーとなれる人材がおりますので、町内会や分館事業で自主的に訓練を行

い、災害時の動きを確認することは、非常に有意義なことであると考えております。

また、高齢者のひとり暮らし世帯については、各地域担当の民生委員の方がおります。その方々よりひとり暮らし世帯を把握し、訪問や相談を聞くなどの支援体制、これはもう既に構築されておりますので、災害時にこれがきちっと機能できるように、さらに訓練を行う必要があるというふうに思います。

そのために、まちとしても、各地域での自主防災組織の立ち上げに積極的に取り組み、平時での防災訓練、それから、災害時に誰が何をすればいいのか、適切な行動ができるような体制づくり、これはしていかなければならないと思っております。

最近の自然災害、これは場所を選ばずに、毎年、日本各地で起こっておりますので、災害時にそういった被害を最小限に抑えるために、いかに平時に準備できるか、非常にこれが一番重要だと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） 災害時に誰が何をしたらよいか、事前にはっきり決めて、備えておいたほうが良いと思いますが、何かまちの対策はありますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） おっしゃるとおり、大規模災害時においては、行政だけで町内各世帯の状況を把握するというのは困難であります。消防団においても、災害現場での活動中は思うように動けない、こういったことも想定されます。そのために、地域で自主防災の担当や役割、これを明確にして、急な災害時に的確に動ける体制づくり、これはぜひとも必要であろうと思っております。

実はさきの震災時にあっても、一応ある程度訓練しても、なかなか緊急時、それは動けないと、こういったものを実は体験しております。ですから、ぜひ必要だろうと。

まずは自主防災とはどういうものか、こういったことを理解してもらうというのは重要だと考えますので、今後、県担当部局とタイアップしながら、いわゆるそういった方々に対する講習、あるいはまた訓練、あるいはまた総体的な啓発活動、これはしていかなければならないと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） よくわかりました。

では、3点目の天間ダムについて伺います。

昨年の台風による豪雨で、天間ダムの水位が上昇し、非常に危険な状態となったため、ダムの水を放流したということをお聞きしたことがありました。原因は、はっきりと言えませんが、それで下流の高瀬川水系の堤防の一部が決壊し、農地に被害がありました。幸い、秋の収穫が終わった時期ということで、被害は最小限に済んだようです。

そういう視点から考えてみれば、この先、万が一天間ダムが決壊でもしたら重大な災害が起きることが予想されます。私なりにインターネットで調べたところ、ダムの耐用年数は80年から100年と言われているところでございます。現在、ダムは昭和43年に竣

工してから48年になると伺っております。今後、何度もこのような事態が発生した際、天間ダムは十分な機能をできるのか、お尋ねします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） お答えします。

築48年と。躯体自体はあと30年はもつと。躯体の改修はまだ必要ないということですが、すけれども、機械設備、ゲート、緊急時の放流のゲートだとか、そういったものが非常に老朽化していると。いつ故障してとまるかわからない状況。それから、テレメーターとあって、警報装置などが古いアナログの設備のために、デジタルへの切りかえ、これがどうしても必要と。平成34年11月には、現在使用しているアナログ無線が使えなくなる。こちらの改修も必要ということになっております。このほかに、地震計や遠隔監視装置の改修もやっぱり早急に改修しなければならない。

このことから、天間ダムの改修について、今年度に受益者から同意を集めるなどの各種法的手続を行っており、平成29年度から、県営天間ダム地区防災ダム事業及び県営天間ダム地区農業水利施設保全合理化事業、この二つの事業で、平成34年までの6年間で改修工事を行うと、こういう予定になっております。この改修によって、これまで以上に迅速なダムの情報収集と適切な対応ができるように、県と災害時の対応について協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） ただいまの説明で、平成29年度から平成34年度まで、6年間で改修の工事を行うという説明ですが、では、その改修工事の費用は幾らか。そしてまた、その財源はどうなっているのか、どこから来るのか、お尋ねをします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 改修の総事業費が13億2,000万円、これに伴ってまちの負担が6年間で1億1,000万円ということになっています。

そして、二つの事業を使うということで、土地改良区や農家の負担はない。

その財源については、起債で、いわゆる100%の充当で、交付税の算入が50%、この起債で対応していきたいというふうに考えています。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） 今後、近隣のまちと綿密に情報を発信していきながら、国や県に対し、最大限の想定を考えて要望していく必要があると思われまます。これは要望でありますので、答弁は求めません。

続けて、次の質問に入ります。

まちの消防団員の現状について、1点目に、まちの消防団員数をふやす考えは。そして、現在、まちの消防団員の定数と団員数は何名か、お尋ねします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 町条例の規定で、消防団員の定数ですけれども、これが255

名、そして平成29年3月1日現在の団員の数が249名となっております。現段階では、定数には達しておりませんが、ほぼ近い、そういう団員数が維持できていることから、特に増員のための取り組みというのは今考えておりませんが、今後、人口が減少したり、そういったことで団員不足になるおそれもあります。現在においても、各分団で職場や地域の若い人に声をかけて、入団促進を行っておりますので、引き続きこれは取り組んでいかなければならないと考えています。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） わかりました。

次に、2点目の質問に入ります。

現在、人口減少と高齢化により、これから先、各分団の中には、団員の確保が厳しくなることが予想されます。また、団員の中で、町外に勤務している方も多く見られ、平日の日中に火災などが発生した場合は、活動が難しいという状況があるようです。

そこで、私は、何年か先を見据えて、役場内に職員による消防団を構成して、地域の消火活動の後方支援、例えば火災発生時に周辺の交通整理や消火用水の確保や点検などを行う支援活動を考えてみてはどうですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 現在の消防団員数が249名、その7割が民間に勤めているということから、消防団協力事業所表示制度、これを平成19年に導入して、町内の各事業所から消防団活動に協力していただき、有事の際には消防団活動に参加してもらえる、そういう体制をとっているのが現況であります。

また、分団ごとに、地域の職場や若者に加入促進を行っております。役場職員では現在15名が各地域の消防団に所属しており、県内では役場職員で分団を構成している町村もありますけれども、当七戸町では、職員がそれぞれの分団で重要な任務についているということから、役場の分団については、今のところは考えておりません。それをやると、各地域の分団が非常に戦力が劣る。ただ、今後の状況によっては、あるいはまたその必要性もあるかもしれないということで、これはこれからの検討事項になると思います。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） 消防団員の手当はいろいろあると思いますけれども、手当等はどうのようなものがあるか、説明を求めます。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 手当でありますけれども、出勤手当、1回の出勤で2,000円です。それから、階級ごとに年報酬の支給、それから、勤続年数によって支給額が異なりますけれども、退職金の制度があります。その他としては、国や県から結婚祝金1万円、出産祝金1万円、それから入院の見舞金など、非常に手厚い、単価的にはそう高くないと思うのですが、そういう内容であり、まち消防団の大部分が活用しているという状況です。

○議長（田嶋輝雄君） 2番議員。

○2番（小坂義貞君） ただいまの説明で、とても手厚い制度があることをよく知りました。これからも一層町民の生命と財産を守るため、消防団活動を進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を全て終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、2番議員小坂義貞君の質問を終わります。

次に、通告第2号、7番議員佐々木寿夫君は、一問一答方式による一般質問です。

佐々木寿夫君の発言を許します。

○7番（佐々木寿夫君） おはようございます。

きょう、私は、まず第1に、縄文の弥生の昔から、国民の命、地域を支え、つくってきた農業、特に稲作の問題を取り上げたいと思います。

農業は、まちの就業人口の20%、生産額は80億円、まちの基幹産業として本当に大切なものです。

しかし、今日、我が国の食糧の自給率は、先進国で最低水準、40%を切り、このような中で、平成30年度から米の生産調整が廃止され、さらには、経営所得安定対策が減少の動きになっている。町長は、議会初日で、このような事態の中で、新しい農業のあり方を考えていかなければならないと言っていますが、このようなときに、稲作の危機のときに、まちは何をすべきなのか、伺っていきたいと思います。

次に、2点目は、子供の教育に係る経費についてです。

我が国は、総体的な子供の貧困率は16.数%と、6人に1人が総体的な貧困の世帯で、さらにこれは経済開発機構のOECD諸国の中では上から4番目に高い貧困率であります。

七戸町では、子供の医療費を中学校卒業まで無料化するとか、学校給食を無料にするなど、子供の教育水準確保のためにさまざまな施策を実施しています。親の所得水準によって子供の教育水準が決まるようなことがあってはならない。政府でも重い腰を上げ、給付制の奨学金制度を創設しています。

憲法26条では、教育を受ける権利、義務教育無償を定めています。

この点から、経済的理由で就学困難な児童生徒を対象にした就学援助制度の入学準備金について伺います。

以上で、壇上からの質問といたします。

では、最初に、第1の問題、平成30年度以降の稲作対策についてですが、最初に、米の生産調整廃止、経営所得安定対策縮小のまち農業への影響をどう考えているかについて伺いますが、まず第1点、平成28年度、平成29年度の七戸町の水稲可能面積と生産高目標、減反率はどれぐらいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 佐々木議員の御質問にお答えいたします。

平成28年度の七戸町の水田面積、これは3,882ヘクタール、生産目標は8,454トン、そして主食用米の作付可能面積の割合は42.54%であります。また、平成29年度については、水田面積が3,931ヘクタール、生産目標が8,382トン、作付可能面積、全面積に対しての割合が42.03%、全年度と比較して0.51%の減少となっております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 七戸町の水田可能面積は3,882ヘクタール、青森県内では7番目に大きな面積です。しかし、実際に米が、いわゆる主食用米が作付されているのはそのうちの42%、1,500ヘクタールで、目標が8,454トンと決められているわけです。6割以上、ちょうど59%のいわゆる2,000ヘクタールは飼料用米というふうな戦略作物が栽培されています。

米が、水田可能面積が広いのに、実際は作付できない。安倍政権は、米が余ると言いながら、民間に流通する過剰米を買い入れるとか、そういうふうな需給調整をせず、さらにミニマムアクセス米77万トンもアメリカから米を入れる。昨年のTPPの交渉では、さらに7万トンもの米をアメリカから入れるなど、本当に需給調整をしていない、こういうふうな状態なわけです。

そこで、私は二つ目に伺います。平成26年度、平成27年度の60キロ当たりの米の概算金はどれぐらいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 平成26年産米の概算金、7,300円、平成27年が9,000円となっております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 米60キロ当たりの平成26年の概算金が7,300円というのは、本当に大変安い金額です。9,000円にしても大変安いわけですが、次に伺います。60キロ当たり、米の生産費はどれぐらいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 生産費でありますけれども、第62次東北農林水産統計年報によりますと、青森県の水稲の平成25年産のいわゆる生産費、物財費、7,495円、平成26年産が7,724円となっております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 農水省の農業経営調査、平成26年度産生産費は、60キロ当たり、物財費69%、さっきの7,724円は物財費ですから、そのほかに30%のいわゆる労働費を加えると、全国平均では1万3,000円です。経営規模によって1万1,000円から2万円以上と差はありますが、東北平均は全国平均より下回り、1万3,000円となっております。そうすると、先ほどの、例えば平成26年の7,300円の米は、

実際は物財費にも足りない。要するに労働費も入らない、こういうふうな非常に安い価格になっているわけです。これでは、米をつくれればつくるほど赤字になる、農業経営は本当に厳しい。

安倍内閣が発足した平成24年の取り引き価格は1万4,000円から1万5,000円ですから、大きく下落しているわけです。本当に赤字が倍増したのが実態です。

民主党の政権のときには、米価変動補填金など、価格補償対策をとっていたわけですが、安倍内閣になって、そういうのをやめる。さらに、稲作農家の収入減に対応するため、米、畑作の収入減少緩和対策、いわゆるならし対策があるというものの、積立金を出した農家に減収分の実質7割程度を保障するだけで、米価が下がるにつれて基準収入額が下がるという致命的な欠陥がある制度です。畑作物直接支払交付金、減反対策、これも認定農業者と集落営農農業、認定農業者に絞り込んでいます。このような状態の中で、米をつくる農家は大変です。

そこで、次に伺います。まちの農家戸数の総数の減少や、農業従事者の高齢化の率はどうなっていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 農業の高齢化率、65歳以上の比率、比較をすると、平成22年が1,105人で、高齢化率が55.5%、それから、平成27年が60.7%、これは5年間で5.2%、いわゆる高齢化率が上昇している、こういう状況です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） まち・ひと・しごと総合戦略によると、七戸町の1次産業従事者は1,677人と、まち全体就労者の約20%を占め、そのうちの95%が農業従事者となっています。その生産額は41.7億円、平成24年です。

まちでは、こういうふうな、先ほど生産額、そして実際取り引きされている価格を言いましたが、農業が成り立たず、やっぱり高齢化が進んでいるというのが実情です。

このような中で、安倍内閣は、2018年度から政府による米の生産調整を廃止する、流通を完全な無秩序の世界による、生産者米価の大暴落に拍車をかけることは必至です。

そこで伺います。平成30年から米の生産調整が廃止されますが、まちの農業への影響をどう考えていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 国によつての、いわゆる生産調整に頼らない、需給に応じた生産、これを行っていくことになる、ならざるを得ないと。国からは、産地別にきめ細かな需給や価格情報、それから販売の進捗の状況、在庫などの情報、こういったものが提供される。いわゆる国が配分を行わないということで、そういう国の役割になるということがあります。

それを受けて、県なり、あるいはまたまち、あるいはまた農業者団体、あるいはまたまちでつくっている農業再生協議会、これが中心になって、水田のフル活用ビジョンの策

定、こういったものを通じて、いわゆる米を基本としながらも、大豆や地域作物等の作付、こういったものを誘導していく。生産者、あるいは集荷業者は、これらを踏まえて、いわゆるどれだけつくっていくのか、これを今度はみずからの責任でやらざるを得なくなってくる。だから、国がそれをやらないというのでありますので、やはりそれに相応した対策を、まずいろいろな情報を得ながらとっていくということになると思います。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 国はそういう対策をとらないということで、今言ったようなさまざまな対策を県なりでやっていくわけですが、次に伺います。来年からさらに経営所得安定対策の柱である直接支払交付金が廃止されますが、まちへの影響をどのように考えていますか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） かなり大きい影響が出てくるというふうに思っています。平成29年度より経営所得安定対策の直接支払交付金、これが大きく変わると。これについては、国においての飼料用米の稲わら、それから水田放牧を対象に交付されていた耕畜連携、これがなくなる。さらには、県段階での加工用米の複数年契約への交付が、平成29年度から新たに結ぶ複数年契約、これが対象となったということで、実はこれも影響が出てきます。

また、平成30年度から、主食用米作付に対し、10アール当たり7,500円、この交付金が廃止されるというのが決定されている。平成29年度は出るのですけれども、平成30年度からなくなると。

まちでは、総合戦略において、農家所得350万円、これを目標に、収益性の高い作物への転換、それから、新たな付加価値の創出、生産性の向上、こういったものを柱にした各事業というのを実は展開をしております。

具体的には、稲作主体からの脱却、そして複合経営への転換、これを目的とした野菜生産力向上5カ年計画、こういったものを定めて、いわゆる県、農協、それから農家と連携をしながら、まちの重点振興作物の作付面積の拡大、それから野菜の生産力向上、こういったものを目指すと。そして、いわゆる農産物の生産をベースとした加工、販売、それからサービスの提供、いわゆる6次産業化に向けた取り組み、こういったものを推進するために、農家、あるいは農協、こういったところへの補助事業というのを実施をして、農家経営を何とか安定化に向けた取り組みを進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 経営所得安定対策の米の直接支払交付金は、平成28年度では七戸町に約8,000万円ほどのお金が入っているのですよね。そのほかに耕畜連携の廃止など、いわゆる来年、平成30年にまちに入ってくる国からの補助金を計算してみると、約2億円近いお金が入らなくなる。これは本当に大変大きな影響を与えます。

まちではさまざまな、複合経営を目指すとか、付加価値をつけるとか、さまざまやって

いるのですが、米を大事にしない、こういうふうないわゆる国のあり方、今の制度は、本当にやっぱり日本の農家の基本を崩すと言わざるを得ません。

そこで、私は伺いますが、2億円も国からの補助金が下がるような、そして米を大事にしない、こういうふうな政策に対して、全国町村会は国へどういう働きかけをしてきましたか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 生産調整の配分、これは国は今度は関与しないと、来年から。補助金自体は一気にはなくならないと思いますが、じわじわとはなくなってくる。ですから、これも大変な事態になるというふうには思っています。

町村会でありますけれども、県の町村会では、いわゆるさまざまな地域の要望について、国への要望活動は行っております。それから、東北、北海道の町村会、それから全国町村会でも、同じように要望活動を行っております。経営所得安定対策及び米の生産調整の見直し後も、持続的ないわゆる営農活動が可能となるような、これをやらないと農村がなくなるということで、かなり強く要望はしております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 七戸町は、まちとして国や県にどういう働きかけをしてきましたか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 各年度に行われる地域農業の再生ビジョン策定、これに当たって、これは年2回か3回行われるのですけれども、この幹事会、あるいはまた総会、その際に、オブザーバーとして東北農政局からいつも2人の担当官が来ます。もちろん県からも来ます。その際に、まちとして、あるいはまた地域農業としてのいろいろな要望なり、特にいろいろな問題点なり、こういったものは質問して、あるいはまた要望ということで出しております。

それから、私自身、毎年1回、東北農政局長との意見交換会というのがあります。その場においても、いわゆる地域の農業、まちの農業、こういったことについての要望、そういったものは努めて出して、そして実現してもらうようお願いをしている状況です。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 全国町村会、七戸町も要望しているのですが、問題は何を要望しているかなのですよね。平成28年度の要望書を見てみると、要するに米の直接支払交付金は、これは無理だということで、戦略作物である、転換作物である飼料米への補助を中心に要望しているのですよね。もちろん飼料用米の補助は、今よりもっと高い金額を出して、飼料用米を補助して、要するに国の食糧の自給率を上げていかなければならないのですが、肝心の米の直接支払交付金の、前は1万5,000円で、今は7,500円で、これが廃止されると。これは本当に大変大きな影響で、これは来年からですから、これからだってこれは幾らでも要望できるわけですから、これは要望していただきたいと思ってい

ます。

次、3番目、まちはどのような対策を考えているかについてですが、町長は議会の初日で、町政運営基本の中で、日本農業は歴史的転換を迎え、米から野菜へシフトを変え、複合経営を目指すという意味のことを述べています。今年度の予算でも、野菜生産力向上5カ年計画を立てて取り組んでいるわけです。

ところで、今年度、野菜生産力向上対策、米から野菜への転換は進んでいるのか。今年度の成果は何か、今後の課題は何かについて伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） これまで国や県による米から野菜への転換を促すためのいろいろな事業がありました。しかし、希望する農家全てが該当するかというと、かなり要求が厳しかったりということで、なかなか難しい部分もありました。

そこで、まち単独で、ある程度、緩やかにして、野菜生産力向上5カ年計画、これを定めて、平成28年度から野菜の生産規模の拡大、この農家に対しての助成、あるいはまた、野菜生産に移行する農家への資材や農機具の購入に対しての補助、こういったものを始めました。初年度、平成28年度、機械関係では1,600万円、これがほぼ全額が交付決定となりました。平成29年度も約1,600万円、これは当初予算に計上しております。米から野菜への転換というのは、徐々に面積がふえている状況です。

ただ、全く野菜を生産したことのない農家が野菜をやるかということ、なかなか一気に進まない。基本は、やっぱり水田をやって、プラス野菜と、こうなっていますので、全く米はだめということではありません。やはり基本は基本として、そういう発想でこれからもそういうさまざまな施策をやっていきたいというふうに思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 野菜の生産額は、調べてみると徐々に上がって、20億円を超えるまでになってきているのですが、やっぱり町長も今言ったとおり、米が基本、稲作農家を守る、やっぱり米価というのはどうしても必要なのですよ。来年から7,500円、販売農家の10アール当たり減らされるわけですが、まちとして、この直接支払交付金をまちで払う、そして日本の米農家、米を基本にした農家を守っていく、米の直接支払交付金制度をまちで支援する考えはないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 直接支払交付金、これをまちで支援するとなると、平成28年度の実績で、国は7,300万円を支払っております。この金額を毎年まちが単独で支払うとなると、これは財政的に非常に厳しいということがあります。

考え方なのです。今後、七戸町ならではの水田農業をどう持っていくのか。これから未来へ進めていく方向についての支援というのはやっぱりしなければならない。直接的な、今まで旧態依然のそういうものに対しての支援よりも、これからの方向についていろいろ検討しながら、まちで水田農業をどう構築していくのか、その方向性に向けての支援とい

うのは、これは必要になると、そう考えていますから、未来への投資、これはやっぱり必要だと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 水田に対しては未来の投資をやっていくということなのですが、私は旧態依然の、いわゆる米に対する補助は、何も旧態依然ではなくて、それが本当の姿だと私は思っています。というのは、話は飛んでいくのですが、国際連合は2014年、国際家族農業に当たって、食料問題解決と地域社会安定に不可欠として、家族農業の振興を呼びかけているのです。今、日本の安倍内閣は、企業が活動しやすい日本をつくるということで、企業が農業経営に参入しやすい状況をつくっていると。しかし、国際的には、家族の経営する農業に対して国が補助をして、しっかりと支えていくというのが、世界の食料生産の90%以上がそういうふうになっているのです。あのアメリカだって、ならし対策は全部国負担でやっているのですよ。だから、我が国は、やっぱり米をきちっと守っていく、そのためには米に対してもっと支援をする、それは旧態依然ではなくて、農業の本道だということを私は訴えたいと思っています。

以上でここは終わります。

次に、就学援助費の問題に入ります。

就学援助は、入学準備費用、学用品費、給食費、修学旅行費などを援助する制度です。子供の貧困対策を進める経済的支援の根幹であり、必要な世帯に必要な額を必要な時期に支給される必要があります。

私が今問題にするのは、入学準備金の額と支給時期です。

1点目の、要保護の入学準備金単価引き上げと、準要保護世帯に適用する考えはないかについて、まず最初に伺います。小学校、中学校に入学する要保護世帯の国の入学準備金単価が2017年度から引き上げられると聞きますが、それはどのぐらいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

要保護世帯の児童及び生徒に対する支援として、要保護児童生徒援助費補助金があります。補助対象となる項目には、学用品費、体育実技用具費、通学用品費などがありますが、その中の一つに、新入学児童生徒学用品費等という項目があります。これがいわゆる入学準備金と言われているものです。この単価は国が定めており、現行単価は、小学校が2万470円、中学校が2万3,550円ですけれども、平成29年度から、小学校4万600円、中学校4万7,400円に引き上げられることになっております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 今、ことしから2万円ほど引き上げられていますが、小中学校に入学する児童生徒は入学準備のためにどのぐらいお金がかかるか、私なりに調べてみたところ、中学校では、制服、リュック、トレパン、ズック、そしてトレパンはやっぱり二つぐらい、しかも夏冬とあるわけですから、それらを準備するのに、女子では約11万

円、男子では約10万円前後。このほかに、部活の費用とか、自転車とか入ってくると、さらに5万円ぐらいかかります。小学校入学児童は、ランドセルやトレパンなど、約6万円ほどかかります。入学準備金が、今引き上げられたといっても、2万円から4万円になったのですが、実際は10万円以上のお金がかかるわけで、3分の1ぐらいにすぎません。

そこで伺います。要保護世帯の、さっき単価引き上げを言いましたが、この要保護世帯の単価引き上げは準要保護世帯、七戸では100人以上いますが、この準要保護世帯にも適用することが急務です。

そこで、まず一つ伺いますが、準要保護世帯の認定基準はどれぐらいですか。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

準要保護に係る所得額、需要額調書をもとにして、世帯全員分の前年度所得金額と需要額を比較し、所得額が需要額の1.3倍未満の者を認定することになっております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 生活保護の1.3倍未満というのを対象にすると、こういうことですが、この準要保護児童生徒に入学準備金の単価引き上げはできないですか。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

七戸町就学援助費支給要綱の第8条別表に、支給金額は文部科学省の通知に基づく単価を限度とすると規定されております。したがって、要保護世帯と同様に引き上げとなります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 要保護世帯の引き上げは準要保護世帯にも適用されて、4万7,400円になるのですが、この準要保護世帯の中学校入学準備金の支給時期を問題にしたいのですが、最初に、現在のいわゆる要保護世帯の中学校の入学準備金の支給時期はいつですか。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

4月中旬に、保護者から学校を経由して学務課に申請書類を提出していただき、認定作業や対象者及び支給額の確定、支給計画通知書等の準備作業を経て、保護者からの請求に基づき、6月下旬の支給となります。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 入学準備金の支給時期が6月下旬ということになりますね。そうすると、親にしてみれば、入学準備金が必要な時期とかなりずれているわけですね。それで、要保護世帯のいわゆる入学準備金は3月1日の生活保護の支給と一緒に支払うようになっているのですよ。だから、要保護世帯は3月には入学準備金を受け取ることができ

るのですが、準要保護世帯は6月ということになると、やっぱりこれは問題があるなという感じがするのですよ。

そこで、小学校は無理にしても、中学校入学生、これは6年生のときにも受けているわけですから、中学校入学生の入学準備金支給時期を何とか前倒しして、1月とか2月とか、七戸のまける日の前か後か、その辺にできないものでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

近隣町村及び県内他市町村の実施状況とか支給方法等について、これから調査し、今後検討していきたいと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 7番議員。

○7番（佐々木寿夫君） 青森市は今年度から始めています。それで、青森市の教育委員会から聞いたのですが、所得の確定の時期を、例えば来年は29年度ですから、平成27年度の所得でやっているというのですよね。そうすると、いわゆる比較の後から、もらった後に所得が高くなったとかということは、非常に影響が少ないということから、この入学準備金の支給時期は、各市町村が今、検討を始めているときなので、よろしく願いたします。

以上で終わります。

○議長（田嶋輝雄君） ここで、暫時休憩します。11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（田嶋輝雄君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

質問する前に、先ほど佐々木議員に答弁したものの中で、訂正がありますので、6番目の経営所得安定対策、柱である米の直接支払交付金が廃止されるが、まち農業への影響はどう考えているか、このことについての町長より答弁が、訂正がございますので。

町長。

○町長（小又 勉君） 一部間違いがありまして、おわびして訂正いたします。

県段階の加工用米の複数年契約への交付、これが平成29年度から県段階では対象外、これを私、対象と申し上げました。対象外の間違いであります。ただし、まち段階ですけれども、再生協議会で要望もありました。財源も後で見込めるということで、これはまちの段階では対象ということにするつもりであります。というのは、正式な決定は、もちろん県との協議もありますし、国が廃止するのをまちが出すのかという、その辺の協議もこれからありますけれども、いわゆる要望先というか、実務者もきちっとした要望を出してほしいと。それにやっぱりかなり大きいウエートも占めているということで、まちの段階では何とか交付するように、対象とするようにしていくという方向にはしております。正式決定は5月ごろになると思います。

○議長（田嶋輝雄君） よろしいですか。

これをもって、7番議員佐々木寿夫君の質問を終わります。

次に、通告第3号、5番議員岡村茂雄君は、一問一答方式による一般質問です。

岡村茂雄君の発言を許します。

**○5番（岡村茂雄君）** 5番、岡村茂雄でございます。

私、今回は、皆さんも御承知のとおり、新庁舎の見通しがちょっと延期になったために、今の庁舎を耐震補強、これは前々からあったのですけれども、それによって使っていくと。しばらくの間、使われることになるのではないかということから、現庁舎の将来計画ということで、4点にわたって通告してありますが、ここで、通告期限の直前に、文教常任委員会で、まちの公共施設等のマネジメント計画というのが出されたものですから、その関係から、今回は残念ながらそっちの絡みがありますので、ポイントだけの質問になると思いますけれども、本当に残念ですけれども、よろしく願いいたします。

では、早速質問いたします。

1点目の、現庁舎の耐震化工事の内容についてでございますが、新庁舎の見通しが立たなくなったために、現在の本庁舎と七戸庁舎を現状のまま使っていくことになったことは、町民、特に高齢者の方にとりましては、不便な状態が続くことになるのではないかと思います。

新庁舎につきましては、何年も前から役場内で検討した経緯がありましたが、新庁舎の建設によって、新町の建設計画が順調に進むと期待されたところでもございます。

しかし、最も有効な財源である合併特例債の活用期限内での新築が立ち消えになりました。それが現庁舎の活用や他の公共施設の再編をおくらせることになれば、さらにまちづくりがおくれることとなります。まさに新庁舎を初め公共施設の再配置などの早急な体制づくりを進めなければならないと思います。

そこで、新年度に工事に取りかかるための予算が計上されておりますが、工事内容は建物自体の耐震化だけなのか、また、内部の構造を改築、例えば会議室とか部屋などをふやすとか、そういうことをするのか。そしてまた、工事期間はどれぐらいかかるのか。また、工事費とその財源はどうか、この点についてお伺いします。

**○議長（田嶋輝雄君）** 町長。

**○町長（小又 勉君）** 岡村議員にお答えいたします。

本庁舎及び七戸庁舎の耐震化工事の内容についてですが、両庁舎ともに耐震補強工事と、それから、老朽化に伴う改修工事、これを行うこととしております。

まず、本庁舎、昭和43年に本館を建築、平成2年に新館が増築されています。本館は昭和56年以前の旧耐震基準で設計・施工された建物であるために、現行の建築基準法と照らし合わせて、どの程度の耐震性を持っているのか、平成24年度に耐震診断を実施した結果、建築物の耐震改修の促進に関する法律、いわゆる耐震改修促進法で示されている判定基準を満たしていないと、こう診断されましたので、まちの要である防災拠点として、また、在庁者の安全確保のために、耐震補強工事を行います。

また、今年度、躯体調査を行い、長寿命化に適した建物かどうか調査しましたが、その際に指摘された壁や床のひび割れ等の改修工事をあわせて実施いたします。

工事にかかわるスケジュールは、平成29年4月から8月まで設計を行い、10月から平成30年3月まで耐震改修工事を行う予定としております。

費用については、設計管理業務委託料として815万2,000円、耐震改修工事費として7,804万1,000円、これを新年度予算に計上しております。

その財源ですが、設計管理費と工事費を合わせた8,619万3,000円のうち、充当率100%、交付税算入率70%の緊急防災・減災事業債、これを8,610万円充当ということにしております。

なお、工事に当たっては、役場業務を続けながらの状態で行いますので、事務サービスで不都合が生じないように、また、来庁者の安全、これも十分配慮しながら進めてまいります。

次に、七戸庁舎ですが、昭和53年に建築された建物で、本庁舎同様、耐震診断を実施したところ、判定基準を満たしていないという結果が出ました。同じく耐震補強工事を行うものであります。

また、躯体調査で指摘された屋上の防水、それから床や壁のひび割れ等の改修並びにエレベーターの改修工事、これを行います。

スケジュールとしては、平成29年度に実施設計、平成30年度に耐震改修工事を行います。

費用について、設計業務委託料として1,207万5,000円、これは新年度予算に計上しております。

緊急防災・減災事業債で1,200万円を充当いたします。

なお、管理業務を含む工事費については、概算で2億5,800万円が見込まれ、この工事費にも緊急防災・減災事業債を充当する計画であります。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 両庁舎とも建物の構造そのものの耐震化ということのようすけれども、これからも事務で使っていくわけですから、それ以上になかなかできないかとは思いますが、今、工事費が、前に聞いたよりは減っているようですが、その理由があると思いますが、その辺もお知らせいただければ。

また、七戸庁舎ですけれども、先ほど事務に支障がないようにと言っていました、床の耐震化もすることになるかと思いますが、そういう工事が順調にできるのか、ちょっと心配なのですけれども、その辺はどういうふうに工事を進めると考えているのか、わかりましたらお願いします。床の工事、事務に支障が出るのではないかという部分がありますので。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） まず工事費が、幾通りもの試算をしまして、七戸庁舎については

いわゆる8億円、9億円ぐらいかかるのではないかと、実はこういう試算も出ました。いろいろな検討に検討を加えて、現在の工事費に抑えたという状況です。

それから、床の工事でも、業務に支障の出ないような、支障があっては支障になりますので、支障の出ないように工事を進めていくような、ちょうどいい、いわゆる工事の手順で進めていくということにしています。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） ある程度理解できます。

次に、新庁舎建設後の活用ということについてでございますけれども、これもまた新庁舎が早くできれば、今の庁舎の活用もある程度明らかにできたと思っておりますけれども、今の庁舎をいつまで使っていくのか、その見通しもつかない状態ですけれども、新幹線の駅周辺の荒熊内地区は、公共施設を集約していくということで、現在、用地買収を進めているわけですが、今の両庁舎の周辺は非常に人口が集積しておりますので、これらをどうするかというのをやっぱりあわせて考えていかなければならないと思っております。そうでもしなければ、御承知のとおり、人口減少がどんどん進んでいく将来、両地域の衰退が早まっていけば、コミュニティ機能など、まち全体の活力低下に拍車がかかると思っております。そのためにも、今の両庁舎を両地区のセンターとして将来的に活用できるのではないかとと思っておりますが、現在の両庁舎を耐震化補強して使っていくわけですけれども、それによってどれくらい長寿命化が図れるのか。また、新庁舎が何年か後にでもできた後に、活用していくということを考えているのか、その辺をお聞きします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 今年度、両庁舎の躯体調査というものを行いました。この躯体調査というのは、建物の外壁、それから内壁の目視、それから、コンクリートをくり抜いて、その劣化の状態、こういうものを調べることによって、いわゆる長寿命化に適した状態なのかどうかというのを判断する調査でありますけれども、この躯体調査と耐震診断の結果を受けて、本庁舎については耐震強度が不十分と、こういう結果が出ていますので、これも最優先で耐震補強、特に言われているのが、いわゆる防災機能の本部が入っているのが最優先で早くやれということを言われておりますので、この補強工事を行うということとであります。

長寿命化については、大規模な補修が必要な期間、これが約65年と判断できます、本庁舎について。築後48年の経過ですから、あと約17年ということになります。

それから、七戸庁舎については、躯体調査の結果、約100年間、大規模な補修が不要という判断がされました。築後38年の経過ということですから、耐用年数はあと62年ということになります。

この両庁舎、これの耐震補強を実施することによって、当面の間、これまでどおり庁舎として利用できますので、現段階では、その後のことは具体的なものはもちろんまだ決めておりません。

その方向性については、これは何年か後にはしていかなければならない。特に本庁舎については17年ですから、実質15年。そうすると、あと何年か後に方向をつけながら、新しい庁舎の検討に入っていかなければならないということになります。

本庁舎、それから七戸庁舎、それぞれの地区の中心的な場所にありますので、いろいろな活用方法、こういったものもあります。こういったものを検討しながら、十分協議をしながら、今後これは検討していかなければならないと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 本庁舎で17年、七戸庁舎は62年も長寿命化ができるということなのですが、ちょっと気になるのが、本庁舎は17年ぐらいということなのですが、極端に聞きますけれども、その後は使用が見込めないということで解釈していいでしょうか、建物自体の。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 実は専門家ではないのですが、それ以上使うとなると、恐らく大規模な補強工事が必要であろうというふうに思います。ですから、17年の間にでも、例えば二つあることよっての総経費とか、いろいろなものを検討しながら、いわゆるどうするのかというのは早急に決めていかなければならないことになると思います。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 次に移ります。

3番目としまして、この本庁舎にエレベーターを設置してはいかがかということで通告してありますが、この本庁舎は耐用年数に相当する期間、今後17年程度は使用が可能ということですが、新庁舎の関係もありまして、17年間というのは、相当期間使うことが、先ほども言いましたように、見通されますけれども、ここは2階建てでございますけれども、来庁者を見れば、高齢者も結構多いし、また、体に障害を持った方とか、そういう人もおります。ふだんでもそうなのですが、税の申告とか、そういうときに、あの階段を上り下りする人を見て、気の毒に思うのですけれども。また、この前、車椅子の方が議会を傍聴したいということで来庁したのだそうですけれども、階段しかないものですから、誰に相談したわけでもないのですけれども、1人であきらめて帰ったと、そういうこともありました。

そのようにして、体が不自由な方とか車椅子の方々が、町長室に行きたいとか、議長室に行きたいとか、そういう場合も考えられますが、いろいろなことを考えても、期間は期間ですけれども、エレベーターをつけるということはどうのように考えておりますでしょうか。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 本庁舎へのエレベーターの設置については、バリアフリー化の推進を考えますと、その必要性というのは感じております。エレベーター設置に関しては、建築基準法では、高さ31メートルを超える建築物は、非常用の昇降機、エレベーターを

設置しなければならないとされています。31メートルというと、およそ7階から10階建ての建物に相当する高さになります。また、高齢者、それから身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法では、不特定多数の人が利用する建物である特別特定建築物を建築する際は、基準適合義務の一つとして、エレベーター設置に関する項目がうたわれていますが、既存の施設については、基準に適合するような努力義務というのが課せられております。仮に本庁舎にエレベーターを設置するとなれば、来庁者の利便性を考慮した場合に、正面玄関から突き当たりの階段周辺に設置するのが適当になると思いますが、その場合、既存の業務スペースや会議室、書庫等の一部を使用することになると、庁舎の狭隘化が一層進む。一般事務や会議開催時に不便を来すこととなりますので、エレベーター設置というのはやっぱり難しいものと考えています。

まちとしては、スロープの設置、それから階段への手すり、高齢者、障害者、あるいはまた、けが、病気で不自由な方、妊婦や小さい子供連れの方々の不便というのを少しでもやわらげる対策をとってきました。ただ、車椅子で2階へ上がりたいと、これについては非常に難しい。いわゆる、例えば町長室に来たいという方があれば、私が出下っていく、やっぱりそういう対応をとらざるを得ないというふうに思っております。これからのについても、さまざまそういう声を聞きながら、できるだけの対応というのは、とっていかなければならないというふうには考えております。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 必要性は認めながらも、スペースとか、いろいろな関係から、設置が不可能なような答弁ですけれども、そうなれば、これ以上言ってもどうもなりませんので、終わります。

次に、4番、七戸庁舎へ中央図書館とか南公民館を移すことについてでございます。

七戸庁舎は、先ほど聞きましたが、耐震化工事で62年と言いましたね。62年ほど使うことが可能になるということなのですけれども、一つとして、公共施設の集約のためにも、活用できるのではないかなというふうにも思われます。

前に南公民館が老朽化していることとか、中央図書館が狭いということから、公民館を新築してはどうかということもありましたのですが、その中で、七戸庁舎の4階に図書館を移してはどうかという意見とか、また、公民館も七戸庁舎へ移すことができないかと、そういう議論もあったわけですが、また、今議会の前の常任委員会するとき、先ほども言いましたが、公共施設等のマネジメント計画というのを示されたのですけれども、中身はまだそんなに具体的にまではなっていないのですが、この中で、公民館についてがあります。新規建設や既存施設の利活用を含め、トータルコストの縮減・最適配置の観点から整備するとなっております。公共施設の集約を進める観点から見て、中央図書館や南公民館を七戸庁舎に移すことをどのように考えているのか。

また、一つの例ですが、中央図書館を移すことはすぐにでも可能だと思いますが、このたびの工事によって、七戸庁舎4階に中央図書館を移すというようなことは考えているの

か、お伺いします。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 昨年の6月、全員協議会において、公共的施設の整備の方向性について御説明申し上げ、その中で、七戸庁舎への南公民館、中央図書館機能の移設、これを見据えた耐震補強や大規模改修工事の検討、これを進めたいという旨の実は説明はいたしました。

そして、これを受けて、昨年5月から七戸庁舎を、事務スペースとあわせて、公民館や図書館として活用できないか、これを検討してきました。しかし、建築基準法、それから消防法等の各法令に基づいた施設整備を進めた場合、公民館として使用するためには、現在設置されている階段の幅、それから、いわゆる蹴上げ、段差、そういったものが基準を満たしていないということがわかりまして、そうすると、階段の大規模な改修というのは当然必要になるということになります。また、1階を図書館、図書閲覧室として使用するとしても、積載荷重の基準が、現在の事務室として使用している積載荷重と比較して2倍になると。本というのはすごい重さがあるということでもあります。床や地中梁、こういった補強、恐らくパイロンの補強も必要になるだろうと。そういう工事が必要になる。そうすると、耐震補強工事と合わせた概算事業費、今度はこれが9億円ぐらいになるということになります。役場機能と図書館・公民館機能を併設した場合のこういう総事業費、こういったものを踏まえて、関係部署によつての検討会議、これを重ねた結果、今回の改修工事では、南公民館、中央図書館機能の移設は行わずに、その事務機能を維持するための耐震補強、耐震改修工事、こういったものを行う予定にしております。

公民館・図書館施設は、言うまでもなく町民の文化活動の拠点となる、極めて大事な社会教育の施設でありますので、今後、早いうちに検討を進めていきたいと思っておりますが、中央図書館については、実は今、具体的には、幼稚園が廃止になりますので、そこを、当然、これは床の補強とか、そういったものは必要になりますが、図書館だけであれば、当然、スペース的には十分だということで、それは検討はしております。

あとは、今後、公民館機能なのですけれども、階段の関係とか、そういったものがあります。それから、耐震補強のいわゆる段階、程度、そういったものがありますので、その辺も踏まえた、これももちろん早いうちに検討して、方向をつけていかなければならないと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 今聞いている中で、図書館になれば、本の重量がものすごいということなのですけれども、今ちょっと気になったのですが、今、4階にかなり図書があるので、あれは大丈夫なんでしょうか、そのままです。

○議長（田嶋輝雄君） 町長。

○町長（小又 勉君） 実はこれ、調査をしていく段階で、あれもやっぱり相当な重量になると。しかも、4階という高いところにあるということで、やはり問題だということが

判明いたしました。これも今後どうするか、これは早目に検討しないとならないと思っています。

○議長（田嶋輝雄君） 5番議員。

○5番（岡村茂雄君） 残念ですけれども、以上で終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、5番議員岡村茂雄君の質問を終わります。

次に、通告第4号、4番議員呷清悦君は、一問一答方式による一般質問です。

呷清悦君の発言を許します。

○4番（呷 清悦君） 昨年、中学生がいじめにより自殺するという非常に悲しい事件が2件起こり、9月定例会では、いじめについて活発な議論が交わされました。

そしてことしの2月、今度は愛知県で中学3年の男子生徒が、担任に人生全てを壊されたと書いたメモを残して飛びおり自殺しました。いじめを防ぐべき教職員がいじめのきっかけをつくったり、容認したり、あおったり、みずから実行したりということがあってはなりません。きのう夜のニュース番組で、40代男性の担任から菌と呼ばれ、不登校になった原発避難いじめが報道されていました。

小中学校で嫌な思いをした児童生徒が、七戸町で暮らしたいとは思わないでしょう。成人式や同級会の案内が届いても、出席しないと思います。

そのような状況を放置したままで、どんなに少子化対策を講じても、よい結果は出ません。いじめによって児童生徒の生命や人権が奪われることがないように、まちのいじめ防止対策が現時点においても社会の変化に対応した最善策となっているかを検証します。

この後の質問は、質問者席から行います。

質問1、七戸町いじめ防止基本方針について伺っていきます。

一つ目の質問として、七戸町いじめ防止基本方針について伺います。

平成23年に起きた大津市の中学2年生のいじめ自殺事件が翌年に発覚したことが契機となり、4年前の6月に、いじめ防止対策推進法が国会で可決成立し、同年9月に施行されました。

それを受けて、3年前の7月に、七戸町と町内の各小中学校でいじめ防止基本方針が策定されています。

最初の質問です。

七戸町いじめ防止基本方針の策定方法と、策定によって得られた効果や期待される効果について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

国・県のいじめ防止基本方針を受けて、七戸町の実態に即して策定いたしました。このいじめ防止基本方針策定により、学校はもとより、地域や家庭・関係機関等との連携がより図られるようになりました。

期待されることとして、いじめ問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細か

く見守る体制の整備、それから、教職員の意識の向上につながるものと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 七戸町いじめ防止基本方針は、教育委員会委員及びその関係者ですら、その内容をしっかりと読んでいないという印象を受けました。

具体的には、基本方針3ページに、「仲間ずれ」という言葉がありますが、「仲間はずれ」の脱字だと思います。

小学校、中学校校長、7名もこの基本方針を読んでいると思いますけれども、実際のどの範囲の関係者まで配付し、周知を図ったのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

小学校、中学校合わせて、まちには7校ありますが、その教職員が読んでいないという根拠がちょっと私はわかりません。

それから、このいじめ防止基本方針についてですが、このことについては、まちでこのいじめ防止基本方針が策定されたときに、教育委員会では、このような内容が、いじめの定義がなされていますということと、それから、保護者の皆様、それから、子供の様子等々、そうしたことをきちんと書いて、毎戸に配付しております。また、保護者にも配布しております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。その前に、通告のとおりよろしく。

4番議員。

○4番（听 清悦君） 読んでいないという印象を受けたというのは、脱字の部分、私ではなくても、読んだ人の誰かが、多くの方が読んでいけば、指摘できて、直されていたのではないのかなというので、そういった印象を持ったということです。脱字は別に大きい問題ではないので、今回用意した、私が本質的なところで気になった質問のほうに入っていきます。

2点目の質問に移ります。

七戸町いじめ防止基本方針は、教職員による児童生徒へのいじめ、体罰、わいせつ行為等にも対応しているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

いじめ防止基本方針は、国のいじめ防止対策推進法の規定に基づいて策定されたものであって、体罰、わいせつ行為等については示されておられません。

教職員の体罰とかわいせつ行為等に関しては、計画的に、また、必要に応じて、青森県教育委員会作成の教職員の非違行為根絶のための研修用資料をもとに、服務規律の徹底を図るよう指示しております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） いじめ防止基本方針の中に、国立教育政策研究所によるいじめ追

跡調査結果というのがあるのですけれども、これを策定するときに、その資料も参考にしたのかという点と……。これは省きます。

.....

○議長（田嶋輝雄君） .....

○教育長（神 龍子君） .....

.....

.....

.....

.....

.....

○議長（田嶋輝雄君） .....

○4番（所 清悦君） .....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

次、3点目の質問に移ります。

基本方針の中に、「ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である」とありますが、基本方針策定前の取り組みと、策定後の取り組みと、その成果について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

学校は小さな社会であって、児童生徒にとっては、将来に向けての自己実現を図るための基礎を培う大切な経験の場であります。したがって、基本方針の策定によらず、一人一人の児童生徒が、変化する社会の中で困難を乗り越えられる力が身につくよう、全教育活



するときに参考になったのではないかなと思いましたが、今、それについて伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） まず、「いじめは大人の目につきにくい時間や場所で」ということについてお答えすればよろしいのでしょうか。

文科省は、いじめとは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為——これはインターネットも含めます——であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義しております。

いじめは、具体的な時間と場所の予想がつかないだけに、いじめの早期発見、早期対応を十分意識しながら、児童生徒の生活の様子を日々観察しておりますが、対応や指導に苦慮している現実があります。

対策として、児童生徒との日常の交流、複数の教員の目による発見のための巡回、アンケート調査の実施と分析、計画的な教育相談、機会をとらえてのチャンス相談、学級内の人間関係の客観的把握のためのQ-U等の調査、分析、保護者との連携など、早期発見、早期解決に努めております。

しかし、残念ながらそれでも万全とは言い切れない難しさがあります。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（所 清悦君） 私が小中学校で見ていた経験上から、大人の目につきにくい場所ということで挙げるならば、更衣室とかトイレが特にそういったことが行われる場所だと思っています。天間林中学校も、教室はガラス張りになって、非常に中の様子が見えて、死角はない状態だと思っていますけれども、プライベートな部屋ということもあるので、そこは私は気になってはいますが、今、具体的な場所にそこが出なかったのも、私の考えとして述べます。

逆の部分の視点が欠けていると思ったので伺います。大人の目のつきやすい場所、極端に言えば、見ているところでも行われるいじめというのがあると思っています。それもやはり議論の中でなかったのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 大人の目につきやすい時間や場所でありながら行われたいじめの事案は、ときにあります。

例えば、ふざけ、それからじゃれ合いが、実はいじめの行為だったということがあります。そのくらい、見きわめが難しい事案もあります。

いじめが起こる状況下はさまざまな場面があります。暴力的な行為ばかりでなく、心の中をえぐるような言葉を発するなど、たやすくいじめと判断できない場面がたくさんあります。精一杯アンテナを張りめぐらせ、大事に至らないよう努力している教職員が多いことを理解していただきたいと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 昼のチャイムが鳴りましたけれども、このまま続行しますので、よろしくをお願いします。

4番議員。

○4番（昴 清悦君） 運動会の騎馬戦で上から落ちた生徒がいました。多くの先生と、その生徒の保護者も見ているところで起きました。中学校の卒業式が終わった後で、中学校でいじめられていてつらかった、騎馬戦のときもわざと落とされた。高校に行けば自分をいじめた生徒と顔を合わせなくて済むのでうれしいと親に話したそうです。その保護者は、自分の子供がいじめられているのに全く気づいてやれず、本当に申しわけないと思ったという話を聞いたことがあります。体育の柔道の授業も、いじめるつもりでやっているのか、見分けにくいと思います。大人が見ている前で、むしろ堂々といじめが行われることもあるという視点も考慮に入れていく必要があると思っています。

5点目の質問に移ります。

「いじめを訴えやすい体制を整える必要がある」とありますが、基本方針策定前の取り組みと、策定後の取り組みと、その成果について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

基本方針の策定でより明確になったことは、重大事態に関することであり、教職員の子供を観察する目がより鋭くなったものととらえております。

また、体制についてですが、基本方針の策定の有無にかかわらず、これまで同様、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まず、組織で対応するよう、校長会等を通して指示しております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昴 清悦君） 昨年1月、教育委員会からの依頼による教員による体罰に関するアンケート調査が学校から配布されました。アンケート調査の文面、あるいはひな形の作成はどこが行い、アンケート用紙の回収方法と集計方法について、教育委員会では各学校にどのような指示、あるいは要請を行ったのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

アンケートの文面等は、青森県教育委員会が作成しており、各教育委員会でアンケートをとるよう指示されております。

回収等については、各校の工夫によりますが、封筒に入れて学級担任に提出している学校が多いと聞きます。

集計等は、管理職等が行い、その集計結果を教育委員会に報告し、その後、青森県教育委員会に報告しております。

なお、体罰の事実があった場合は、体罰を受けた期日や事実を本人、保護者から確認し、その旨も報告するよう指示しております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昗 清悦君） 私も実際、そのアンケートをもらって、書く立場であったのですが、前回も話したとおり、学級担任から体罰を受けている場合に、その子がそのとおり書けるかという、書いた内容を封筒に入れる、その封筒を学級担任が回収するようになった場合に、あけて見られる状態というのを想定すると、書いたらかえって大変だというのが想定できるようなとり方になっていたので、改善を求めたわけですが、各学校の工夫といたしますか、任せているというふうな感じですが、私はデリケートな問題であるから、むしろそこは訴えやすいように改善すべきだと思っておりますが、平成28年度はどのように行ったのか伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） これまで同様に行いました。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昗 清悦君） 私が文科省のホームページを見た場合に、なぜ保護者からのアンケートを行っているかという場合に、一番いいのは、教職員全員から聞いて報告すればいいわけですが、それだと、体罰をやっている先生が、自分が体罰していましたと言わないから、保護者からもアンケートを行ったというふうに認識しています。その結果、新たな事実がわかるということです。

私の経験からも、保護者からアンケートをとられても、保護者というのは、子供が話した内容程度しか情報はありません。一番よくわかっているのは、校長よりも、1日中、その担任の授業の様子からクラスの様子を見ているほかの子供ほど、よく教職員のことをわかるわけで、その子供からのアンケートのほうが実は私は重要だと思っております。

それについて、私が自分の息子に聞いたところ、クラスで配布されたアンケート用紙をその場で書いて回収するといったときに、書いていると、みんなに見られる。それから、回収するときに、後ろから集める生徒を待たせるというのを考えると、書かなくてもいいかなということで、書かなかった。その点でも、まだデリケートなアンケートを行う上で配慮する点があると私は感じていますが、教育長はその点はどうでしょう。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

アンケートは、体罰だけでなく、さまざまなアンケートがあります。至急を要するアンケート、特に問題があるようなアンケートに関しては、言葉は悪いのですが、口裏を合わせるようなこともありますので、その場で書いてもらうということも多々あります。

したがって、今後、その方法については考えるべきところはあるかと思っておりますけれども、よりよいアンケートのとり方がありましたらお示しください。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（昗 清悦君） 6点目の質問に移ります。

学校基本方針は、児童生徒や保護者に示すとともに、学校のホームページや学校だよ

り、参観日などで公開するよう努めるとありますが、現在の取り組み状況について伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

各校それぞれ工夫し、参観日等で説明していると聞いております。

町内の学校でホームページを開設しているところはありません。

また、七戸町教育委員会では、先ほどの質問のところに戻りますけれども、「いじめの定義」、「保護者の方へ」、「地域の皆さんへ」、「見逃さないで！小さなサインも」などを掲載した、「STOP！いじめ」のチラシを、保護者・地域の皆さんへ配布しております。

ことしは見直しの時期でもありますので、平成29年度内に改訂版を配布する予定です。

ホームページが便利という方もいれば、紙媒体が便利という方もいると思います。特に昨今、個人情報の関係で、児童生徒の名前や写真を安易に掲載したりすることが問題となっております。これは中体連等でも、どんないい記録を出しても、保護者が載せないでくれと言えど載せられないということが、そういう事実があります。したがって、教育委員会では、ホームページの開設について、積極的に進めてはおりません。

ちなみに、七戸町教育委員会では、そうしたトラブルを避けるため、事前に年度の初めに保護者から、名前や写真の掲載についての有無を確認しております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（所 清悦君） 十和田市のホームページを見ると、十和田市いじめ防止基本方針と、十和田市内の学校一覧を見ることができます。学校のホームページがある4校中2校は、学校の沿革、教育目標、校歌、年間行事などのほか、いじめ防止基本方針と学校だよりも見ることができます。

学校のホームページがあれば、学校の記念誌も、広報しちのへや議会だよりのように誰でも見ることができます。個人情報のところはしっかり整理して、それ以外の部分というのはホームページで公表というのも有効だと考えています。

ただ、基本方針に学校のホームページと書いていながら、積極的にやる考えがないというのが、それであれば基本方針を策定するときによく議論して、学校ホームページというものを載せなければよかったのにとというふうな疑問を持つわけです。

もう一つは、天間林中学校準備委員会だよりのというのは、創刊号から第5号まで、まちのホームページから見ることができますし、校歌もYouTubeでも聞くこともできる状態になっていて、その部分では、ホームページというのは有効に使えているので、できないことではないと思っています。私はそう考えますけれども、今、現状は聞きましたけれども、今後はどのように考えているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） 先ほども言いましたが、ホームページが便利という方もいれば、紙媒体が便利という方もいて、これは庁議員さんにとってはホームページが便利かと思えます。ただ、今現在、いろいろな問題を考えたとき、予想される問題を考えたとき、七戸町教育委員会としては、余りホームページをつくるということは勧めておりません。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（桁 清悦君） この点の考えを一致させようと思うと、時間が幾らあっても足りないので、7点目の質問に移ります。

基本方針策定から、ことし7月で3年が経過します。スマホが普及し、仕事も生活もインターネットなしでは支障を来すような社会に変化しました。防犯カメラも至るところに設置され、今、ニュース等でいろいろ出ています暗殺事件、ああいっただものの解決にも使われ、有効な手段になってきています。

天間林中学校では防犯カメラとモニターが設置されています。その事実を知らしめるだけでも十分な抑止力を発揮すると思えますが、それでも不十分な点があると感じました。

年々いじめの事案も変化していると思えますが、現在のまち及び学校のいじめ防止基本方針に追加、変更すべき点はないか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

先ほども申し上げましたが、ことしは見直しの年でもありますので、国・県の指導のもと、まちの実態をかんがみ、まち及び学校の同方針の追加・変更はしていかなければならないと思っております。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（桁 清悦君） 質問2、学校運営改善について伺っていきます。

七戸町いじめ防止基本方針にも、学校運営改善の支援について記載されていますが、いじめ防止対策を進める上で、学校運営に問題がないか、あるいは改善すべき点がないかを検証する必要があります。

最初の質問です。

いじめ防止対策や教職員の評価等も含めた学校運営改善のために、児童生徒の声をどのように吸い上げ、どのように活用しているのか、伺います。

○議長（田嶋輝雄君） 教育長。

○教育長（神 龍子君） お答えします。

学校では、いじめだけに限定せず、教育活動、その他学校運営について、教職員による自己評価、児童生徒・保護者からはアンケート等による学校評価を実施し、それを学校運営に生かしています。また、評価結果についての公表もなされています。

このように、学校運営に保護者等が参画することによって、教育活動への関心や理解も深まっているものと思われます。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（**听 清悦君**） 2点目の質問に移ります。

平成16年6月24日付の文部科学事務次官の通知には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正は、教育委員会が学校運営協議会を設置できるようにすることを目的として行うものと記載されています。平成16年のキックオフフォーラムを皮切りに、毎年全国各地でコミュニティ・スクール推進フォーラムを開催しております。

七戸町いじめ防止基本方針には、学校運営改善の支援として、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員等の活用とあります。継続的、持続的に地域とともにある特色ある学校づくりと、いじめ防止対策を進めるためにも、コミュニティ・スクールは最も有効な手段だと私は思いますが、教育委員会はコミュニティ・スクールについてどのような議論を行い、どのような考えに至ったのか、伺います。

○議長（**田嶋輝雄君**） 教育長。

○教育長（**神 龍子君**） お答えします。

七戸町内7校の学校経営案には、子供の実態、地域の実態、育てたい子供像、目指す教師像等々、各学校の教育課題解決に当たっての緻密な方策が示され、それをもとに学校運営がなされています。

そして、この経営案をもとに、指導主事の助言、学校評議員から意見を聞くなど、大変理想的な形で会の運営が進められております。

したがって、七戸町としては、現状を維持し、コミュニティ・スクールの設置は考えておりません。よって、コミュニティ・スクール設置についての議論はしておりません。

○議長（**田嶋輝雄君**） 4番議員。

○4番（**听 清悦君**） 文科省がいいと思って進めていることが、現場のほうでは、今までのやり方で十分ということで、取り組みがなされないということですが、実際に先ほど述べたとおりで、保護者、地域住民が学校運営に参画するといったときに、そのとおりのことを国が制度設計してくれていると思います。評議員1人の意見も大事ですが、そこにいろいろなかわりのある人が10人ぐらいで組織する学校運営協議会というのが、校長が考えている学校運営の考え方とか計画とかに賛同できる内容であれば、そこでパブリックコメントのように、さらによくなるような意見が出たときに反映させる方法として、私は有効だと思っていますが、今のままでいいというところに私は疑問を感じています。私は、むしろ国が進めているほうにメリットを感じますが、特にこれについて、コミュニティ・スクールにしてうまくいっていないという話が特に聞こえていないのですけれども、デメリットとして感じている点は何なのか、伺います。

○議長（**田嶋輝雄君**） 教育長。

○教育長（**神 龍子君**） 通告外ですけれども、なぜやらないかということの、まちの立場もありますので、お答えします。

文科省でこのコミュニティ・スクールのことを、もうスタートして10年ぐらいはたつと思いますが、遅々として進まないのは、そこに大きな課題があるからだと思います。今

現在、このコミュニティ・スクールをやっているところは、本格的にやろうとしているところは十和田市の大深内中学校ですけれども、これも非常に難しいところがあるのだなというのを日々感じております。

ですから、一番は、学校経営方針に、校長はいろいろな実態をもとに経営方針を立てるのですけれども、それに対して、こうあればいい、あああればいいといったとき、校長の経営方針、ビジョンが、私は果たして保障されるかどうかというところに疑問を感じます。

それから、人事に関してのことも、コミュニティ・スクールの運営協議会では話せる。要望というか、そういったことも出せるということになったときに、非常に難しいものがあると思います。例えば、非常に野球の指導がうまい。そうすると、我が子の野球の力を伸ばしてやりたければ、校長先生に、野球の指導ができる先生を連れてきてほしいとか、そういう本末転倒な要望も中には出てくるかもしれません。ですから、このコミュニティ・スクールをやっている学校がどのようなメリットがあって、そしてそれがどのように教育に反映されているかということを見きわめた上でスタートしなければ、私は、学校は大変混乱するものと思います。

○議長（田嶋輝雄君） 4番議員。

○4番（听 清悦君） 教育長は、今までの経験でそういったことを想像できるようなことがあったのかもしれませんが。ただ、私は、中学校の入学式、卒業式、運動会、いろいろな行事で招待されてくる分館長とか、元PTA会長とか、それこそ学校運営協議会の委員になりそうな人たちを見たときに、教育長がそんな心配するようなことに持っていきような人がいるように思えないから言っているわけで、もう1回整理すると、学校運営協議会の主な役割は三つあって、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。二つ目、学校運営に関する意見を教育委員会または校長に述べる。3、教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べられるの三つがある。例えば野球の指導がうまい先生を連れてきてほしいと思って要望したとして、できるかというのと、それは難しいと私は思っているのと、それを要望して誰かを連れてこられるのであれば、七戸病院にお医者さんも連れてこられるわけです、要望すれば。ただ、実際、人事というのはそう簡単ではないので、難しいと思えば、要望はあっても、そこはできないと思っている……。

○議長（田嶋輝雄君） 話をまとめてください。

4番議員。

○4番（听 清悦君） 今、いじめ防止対策も含めて、学校運営の改善は必要だと。その手段として、教育長と私の考えが違うということで、とりあえず、いじめ、そしてそれによる自殺というのは、これは防ぎたいという思いはどちらも同じはずで、ただ、具体的な手段の話になると、お互い考えが違うところがあるということで、今回は必ず何かしら有効な結論を見出そうと思ったわけではなく、今後、いじめ防止対策を進めていく上で、まず現状を十分認識しておく必要があると思っているの質問でした。

用意した質問は全て行いましたので、私の質問は以上で終わります。

○議長（田嶋輝雄君） これをもって、4番議員啗清悦君の質問を終わります。  
以上をもって、一般質問を終結します。

---

#### ○散会宣告

○議長（田嶋輝雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月9日の本会議は、午前10時から再開します。

本席から告知します。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 0時27分